



2021.8.1 No.208 8・9月号

くらしの情報 とやま

MAKE
TOYAMA
STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 エシカル消費ってなに？



発行/富山県生活環境文化財団県民生活課 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

「痩身ダイエット無料モニター募集」の広告を見てエステ店に行き、勧められるまま高額な契約をしてしまいました。解約したいのですが…。

相

談

3日前、「痩身ダイエット無料モニター募集」の広告を見て、エステ店に行きました。カウンセリングで、この痩身ダイエットは他の施術とセットとなり、有料になることがわかりました。熱心に勧められたので、3か月コース(約20万円)を契約し、クレジットカードで支払いました。施術を1回受けましたが、よく考えると高額なので解約したいのですが…。(20代 女性)

回

答

20歳前後の若者には、エステティックサービスや美容医療、インターネット通販、副業による儲け話などの消費者トラブルが多く見られます。

・エステティックサービスは、契約期間が比較的長期にわたるため、実際に十分な効果があるか、自分にあっているか等の判断が難しいので、「特定継続的役務提供」として特定商取引法で規制されており(規制対象は契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間1か月を超える契約)、クーリング・オフ^(※)などが定められています。

・相談者には、クーリング・オフ期間なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。

・クーリング・オフ期間を過ぎても、契約期間中であれば中途解約をすることができ、解約金等について上限が定められています。

(※)特定継続的役務提供の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)



万一、トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

注意喚起!

エアコンと携帯用扇風機が大活躍!でも事故で冷や汗はご勘弁

～夏に知っておくべき危険～

気温が上がり、エアコンの使用機会の増加とともに事故の増加が予想されます。製品の不具合のほか、電源コードの加工や、誤った方法での洗浄などによる事故が毎年発生しています。エアコンに異常がないかを確認し、事故を未然に防ぎましょう。

また、リチウムイオンバッテリーを内蔵した、携帯用扇風機は、製品の不具合による事故の報告がなされ、火災事故も発生しているため、取扱いは注意が必要です。一般ごみとして廃棄すると、ごみ収集車やごみ処理場などで発火するおそれがあります。

エアコン、携帯用扇風機のリコール対象品は事故も発生しており、お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認してください。

■エアコンの気を付けるポイント

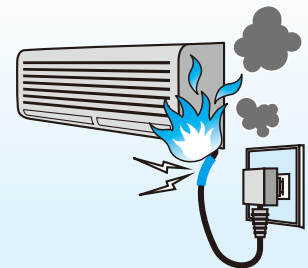
- ・使用開始前に試運転と点検を行う。
- ・エアコンの内部洗浄について正しい知識を持つ業者に依頼する。購入先の販売店、メーカーのサービス窓口などに相談する。

■携帯用扇風機の気を付けるポイント

- ・落とすなど強い衝撃を与えない、日の当たる車内など高温となる場所に放置しない、雨水や海水、飲み物など水がかからないようにするなど、取り扱いに注意する。
- ・携帯用扇風機に限らずリチウムイオンバッテリーが搭載されている製品を廃棄する場合は、分別方法など自治体の指示に従う。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000126649.pdf>



エシカル消費ってなに？

エシカル^{*}消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動です。私たち一人一人が、社会的課題に気づき、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分で何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。私たちが商品・サービスを選択する際に、「安心・安全」、「品質」、「価格」だけでなく「エシカル消費」という基準も大切です。以下のような時にエシカル消費を心がけてみましょう。

※ エシカル (ethical) = 倫理的な・道徳的な

商品・サービスを選択するとき

その商品は、誰がどこで作り、お店までどのように運ばれてきたのでしょうか。地球環境に優しいか、人の暮らしを守って作られているかなど、調べてから選びましょう。また、買わないという選択もエシカル消費です。



買物をするとき

必要な人が他にもいることを想像して、必要な分だけを買うようにしましょう。お店の人に商品のことなどを聞くときは、相手の状況を考えて気持ちの良い態度で接しましょう。



買ったものを使う・処分するとき

世界では、人口の増加や気候変動の影響で、資源の枯渇が心配されています。一度使用した後もシェアやリサイクルなどをして、資源を大切に長く使いましょう。



子どもの事故に注意！

子どもは、周りの大人から見ると思いがけない行動や反応をすることがあり、その結果としてさまざまな「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。

消費者庁と国民生活センターでは、子どもの事故に関する様々な情報を発信しています。情報をチェックし、子どもの事故を防ぎましょう。

消費者庁 子どもを事故から守る！事故防止ポータル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

公式ツイッター

https://twitter.com/caa_kodomo



国民生活センター 子どもの事故

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kodomo_jiko.html



特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!

一方的な送り付け行為への対応3箇条

- ① 商品は直ちに処分可能
- ② 事業者から金銭を請求されても支払不要
- ③ 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

- ・ 家族や知人等からの贈り物ではないか、申し込んだことを忘れていないか、今一度確認しましょう。
- ・ 対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。



令和4年4月1日から 民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、“未成年者取消権”によって、原則、その契約を取り消すことができますが、令和4年4月1日以降は、高校生であっても18歳から“未成年者取消権”がなくなり、悪質商法などの消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

●どんなトラブル事例があるの？

「友人から儲かる話があると言われ、暗号資産への投資のような契約をした」「通常価格より低価格である広告を見て通信販売で申し込んだところ、定期購入が条件だった」などのトラブル事例が見られます。

●若者は、どこを狙われる？

「知識・経験の不足に付け込まれて契約してしまう」「『絶対に儲かる』などうまい話に弱い」「友人や先輩などから勧められると断れない」などの問題点が見られます。

●トラブルに遭わないためには？

「契約前によく考える」「儲け話をうのみにしない」「契約をせかされたらきっぱり断る」などの注意が必要です。困ったときは消費生活センターに相談を。



令和3年度 富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供するため、「令和3年度富山県消費者大会」を開催します。

是非ご来場ください。

- 日時 令和3年10月8日(金)13:15~15:45 (予定)
- 会場 富山県民共生センター (サンフォルテ: 富山市湊入船町6-7) 2階大ホール ほか
- 内容 くらしの安心ネットとやま活動発表、アンケート調査結果発表
富山県消費生活センター設立50周年記念パネル展示 など

令和3年度 消費者カレッジを開催します

受講無料！

会場 富山県民共生センター サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 3階303研修室

回	日 時	講 座 内 容	講 師
1	9月10日(金) 13:30～16:00	開会 オリエンテーション (13:30～13:40) 「かしこい消費者になろう」 (13:40～14:40) 「環境にやさしい生活をしよう」 ～食品ロス、食品廃棄物の削減～ (15:00～16:00)	弁護士 小股 清香 氏 富山県環境政策課 廃棄物対策班主任 飯野 弘奈 氏
2	9月17日(金) 13:30～15:50	「商品の表示の見方」 ～景品表示法を中心に消費税総額表示も含めて～ (13:30～14:30) 「キャッシュレスの上手な利用法」 ～キャッシュレスって何?その上手な利用法や管理法～ (14:50～15:50)	富山県県民生活課 くらし安全班主事 草野 雅則 氏 富山県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 山岡 加代子 氏
3	9月24日(金) 13:30～15:50	(仮題)「インターネット、スマホのトラブル対策」 (13:30～14:30) 「特殊詐欺の現状と被害防止対策」 ～県内の事例と対策～ (14:50～15:50)	総務省 Eネットキャラバン 講師 富山県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係長 辻 智佳野 氏

◆募集人員

各講座20名程度(希望する講座のみの受講も可能です。)

◆申込方法

①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③受講講座(一部講座のみ受講の場合)をご記入の上、所定の申込書を郵送、ハガキ、FAX、電話のいずれかの方法によりお申込みください。(電話の場合は上記①～③の内容をお伝えください。)

※申込書は県消費生活センターや各市町村の消費生活相談窓口で配布しているほか、県消費生活センターホームページ(<https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>)からダウンロードすることもできます。

◆締め切り

令和3年9月3日(金)(郵送申込みの場合、当日消印有効)

申込み・問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県消費生活センター
(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(CiCビル内)

☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活環境課 ☎0766-67-1760 (内752)

南砺市消費生活センター ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内49)

上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内134)

朝日町 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188(いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン